

合成繊維ロープ製造方法承認の定期検査における原糸の試験に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

合成繊維ロープ製造方法承認の定期検査における原糸の試験に関する事項

改正理由

合成繊維ロープに使用する原糸は、本会の認定を取得したものである必要があるが、ロープの製造者がロープの製造方法承認試験の際に、原糸に対し必要な試験（機械試験及び耐薬品性試験）を実施した場合、本会の認定を取得していない原糸をロープに使用することが認められている。

しかしながら、この場合、原糸の品質を定期的に確認する規定が設けられていないことから、合成繊維ロープに当該原糸を継続して使用することが可能となっていた。

今般、本会の認定を取得していない原糸を使用し製造されるロープについては、合成繊維ロープの製造方法承認の定期検査において、原糸に対する試験を実施するよう関連規定を改めた。

また、本会の認定を取得した原糸を使用し製造されるロープについては、原糸の品質が担保されていることから、上記定期検査において、ロープに対する切断試験を省略できるよう規定を改めた。

上記に加え、原糸に対する機械試験の方法について、参照している JIS 規格を最新のものとするべく関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 合成繊維ロープに本会の認定を取得している原糸を使用する場合、合成繊維ロープの製造方法承認の定期検査において、合成繊維ロープの切断試験を省略できる旨を規定した。
- (2) 合成繊維ロープに本会の認定を取得していない原糸を使用する場合、合成繊維ロープの製造方法承認の定期検査において、原糸に対し必要な試験（機械試験及び耐薬品性試験）を実施する旨を規定した。
- (3) (2)において、過去の実績等から本会が適当と認めた場合、原糸に対する試験及び合成繊維ロープに対する試験を省略できる旨を規定した。
- (4) 原糸に対する機械試験の方法について、参照する JIS 規格を改めた。